

議案第11号関連資料

明石市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例（案）の概要

1 改正理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が、令和2年6月5日に公布され、その中で年金を担保とした貸付事業については、令和3年度末をもって新規貸付の申込受付が終了となります。

これに伴い消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の関係規定が削除されるため、同法律を準用している条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

非常勤消防団員に係る損害補償を受ける権利を担保に供する内容の削除
（明石市消防団員等公務災害補償条例第2条第2項の一部改正）

《参考》

改 正	現 行
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（削 る）</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

各市町、同様の改正を予定